



福祉後見・

けんりょうご

権利擁護センター

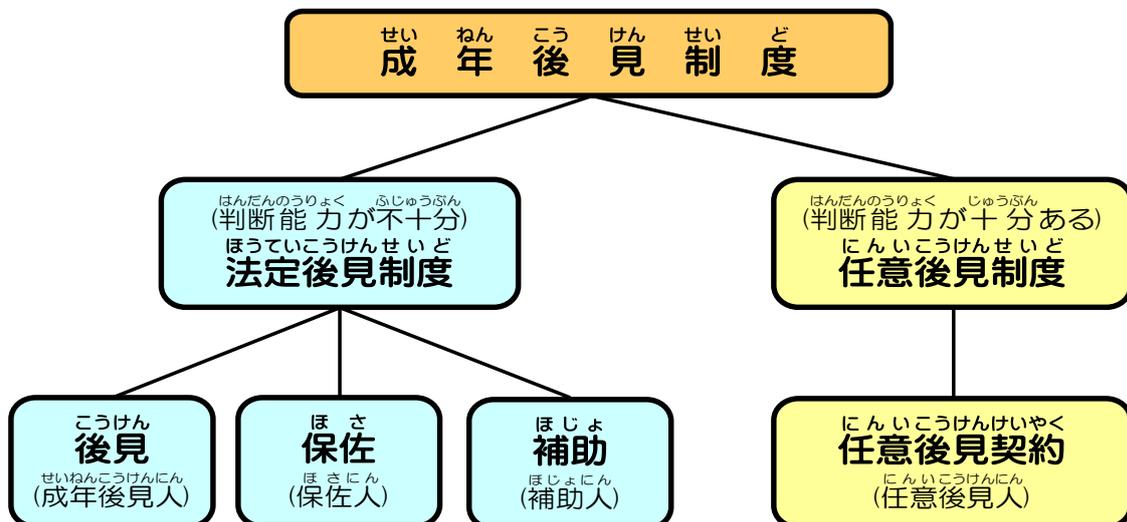
つばめしせいねんこうけんせいどりょうそくしんちゅうかくきかん
(燕市成年後見制度利用促進中核機関)

「成年後見制度」ってどんな制度？

成年後見制度は、自分らしく安心して暮らすことができるよう、その人の権利を擁護するための制度で、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由から判断能力が十分でない方が、自分自身で財産管理や契約などの法律行為を行うことが難しい場合に、この制度を利用することで家庭裁判所に選任された「成年後見人」や「保佐人」などが、本人に代わって財産の管理や手続きを行い、不利益を受けないようにします。

この制度を利用するには、本人、配偶者、四親等以内の親族や市長などが、管轄の家庭裁判所へ申立てを行う必要があります。



ふくしこうけん・けんりようご せいねんこうけんせいどりようそくしんちゅうかくきかん
福祉後見・権利擁護センター(成年後見制度利用促進中核機関)

では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が
十分でなくなっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい
暮らしが継続できるような以下の各種事業を行っています。

そう だん し えん
相 談 ・ 支 援

成年後見制度等の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関等
からの相談に応じます。

制度のしくみや利用手続きに関する相談等をお受けします。また、支援
が必要な場合は、市内の関係機関などと連携します。

そうだんまどぐち
相談窓口

らいしよ つばめしよしだひのでちょう じぜん れんらく
来所 燕市吉田日之出町1-1 ※事前にご連絡ください。

でんわ (0256) 78-7020
電話

じかん げつ きんようび 8:30 ~ 17:15
時間 月~金曜日
(しゅくじつ ねんまつねんしのぞ
(祝日、年末年始除く))



ちいきれんけい せんもんしよくはけんじぎょう
地域連携ネットワーク専門職派遣事業

相談支援機関からの申請により、権利擁護支援が必要な方を支援するチーム会議
等に権利擁護支援に精通する専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)を派遣し、
支援方針の検討や専門的判断をサポートします。

詳しくは、燕市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

【費用】 無料

【申込方法】 所定の申込書を提出

※ホームページからダウンロードできます。



こう けん にん し えん
後 見 人 支 援

しんぞくこうけんにな しみんこうけんにな そうだん おう ていきてき けんしゅうかい
親族後見人や市民後見人からの相談に応じたり、定期的に研修会などを
開催したりすることで、適切な後見活動ができるよう支援します。

こ う ほ う ふ き ゅ う け い は つ 広 報 ・ 普 及 啓 発

せいねんこうけんせいど けんりようご かん じょうほうはっしん でまえこうざ かいさい
成年後見制度や権利擁護に関する情報発信、セミナーや出前講座の開催
など市民や関係機関の方々に幅広く広報・普及啓発を行います。

けんりようご ふきゅうけいはつ ＜権利擁護 普及啓発セミナー＞

つばめし すま ほ う つと かた しみんかつどう かつどう さんか
燕市にお住まいの方やお勤めの方、また市民活動やボランティア活動などに参加され
ている方々を対象に、成年後見制度など権利擁護に関するセミナーを開催します。

でまえこうざ ＜出前講座＞

ちいき がっこう だんたいなど で む せいねんこうけんせいど
地域や学校、団体等へ出向き、成年後見制度やエンディング
ノートの活用に関することなどの内容をお話しします。



り よう そく しん じん ざい いく せい 利 用 促 進 ・ 人 材 育 成

けんりようごしえん りかい ふか せいねんこうけんせいど にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう にな
権利擁護支援の理解を深め、成年後見制度や日常生活自立支援事業の担
い手となる人材を育成することで、権利擁護支援の利用促進を図ります。

ふくしせんもんしよく む ＜福祉専門 職 向けセミナー＞

つばめしな い ふくしせんもんしよく たいしょう せいねんこうけんせいど ひつようせい けんり そんちょう しえんどう
燕市内の福祉専門職を対象に、成年後見制度の必要性や権利を尊重した支援等を
テーマにしたセミナーを開催します。

けんりようごしえんしゃ ようせいけんしゅう ＜権利擁護支援者の養成研修＞

はんだんのうりよく じゅうぶん ひと せいかつ みじか たちは
判断能力が十分でない人の生活を身近な立場
で支援する「権利擁護支援者」を幅広く養成します。
成年後見制度における、親族以外の市民による
「市民後見人」や、燕市社会福祉協議会が行う法人
後見事業や日常生活自立支援事業に従事する
「支援員」を養成する研修会を開催します。



せいねんこうけんせいど そうだん まどぐち
成年後見制度について相談できる窓口

たいしょうしゃ こうれいしゃ ばあい 対象者が高齢者の場合		
めい しょう 名 称	たんとうちく 担当地区	じゅうしょ でんわばんごう 住所・電話番号
つばめしちいきほうかつしえん 燕市地域包括支援センターおおまがり とくべつようごろうじん しろ さとない (特別養護老人ホーム白ふじの里内)	西燕町、秋葉町(2丁目~4丁目)、水道町、 寿町、白山町、廿六木、桜町、小池、小池 新町、柳山、杉名、杉柳、道金、八王寺、 大曲、緑町	つばめしおおまがり 燕市大曲2472-1 ☎(0256)61-6165
つばめしちいきほうかつしえん 燕市地域包括支援センターさわたり とくべつようごろうじん しろ さとない (特別養護老人ホームさわたりの郷内)	南、殿島、井土巻、東町、佐渡、小高、日 之出町、秋葉町(1丁目)、仲町、宮町、穀 町、新町、朝日町、中央通、幸町、本町、 下太田、新栄町、寺郷屋、前郷屋、灰方、 灰方南、三王洲、関崎、又新、二階堂、勘 新、小古津新、大船渡、小中川、小牧、栄 町、中川、四ツ屋、次新、児ノ木、新生町、 花園町、松橋、長渡、館野、長所	つばめしさわたり 燕市佐渡741-1 ☎(0256)62-2900
つばめしよしだちくちいきほうかつしえん 燕市吉田地区地域包括支援センター そのそだん さとない (ひまわりの園相談センター内)	よしだちく 〈吉田地区〉	つばめしよしだだいぼちょう 燕市吉田大保町 25-15 ☎(0256)94-7676
つばめしぶんすいちくちいきほうかつしえん 燕市分水地区地域包括支援センター ぶんすいけんこうふくし さとない (分水健康福祉プラザ内)	ぶんすいちく 〈分水地区〉	つばめしにいぼり 燕市新堀1138-1 ☎(0256)97-7113
つばめしちょうじゅふくしかちいきしえんそだん 燕市長寿福祉課地域支援相談チーム	つばめしぜんいき 〈燕市全域〉	つばめしよしだにしおた 燕市吉田西太田1934 ☎(0256)77-8157

たいしょうしゃ しょう かた ばあい 対象者が障がいのある方の場合		
めい しょう 名 称	じゅうしょ でんわばんごう 住所・電話番号	
つばめししょう しゃきかんそだんしえん 燕市障がい者基幹相談支援センター つばめししゃかいふくしかない (燕市社会福祉課内)	つばめしよしだにしおた 燕市吉田西太田1934 ☎(0256)77-8171	
※基幹相談支援センター以外の相談支援事業所にも相談することができます。		

ほか、せいねんこうけんせいど かん
 その他、成年後見制度に関することは、下記へご相談ください。

つばめししゃかいふくしきょうぎかい ふくしこうけん けんりようご
燕市社会福祉協議会 福祉後見・権利擁護センター

つばめしせいねんこうけんせいどりようそくしんちゅうかくきかん
(燕市成年後見制度利用促進中核機関)

〒959-0231 燕市吉田日之出町 1 - 1

TEL : (0256) 78 - 7020 / FAX : (0256) 78 - 7088

メール : tbm-kenri@tbm-swc.jp / ホームページ : <https://tbm-swc.jp/>